

大洲市シンボルマーク等の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洲市シンボルマーク、大洲市ロゴタイプ、大洲市公式キャラクター及び大洲市公式キャラクターロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、シンボルマーク等とは「大洲市シンボルマーク・ロゴタイプデザインマニュアル」及び「大洲市公式キャラクターデザインマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に指定されたものとする。

(シンボルマーク等の使用に関する権利)

第3条 シンボルマーク等の使用に関する一切の権利は、大洲市に属する。

(使用方法)

第4条 シンボルマーク等は、デザインマニュアルに従って使用しなければならない。

(使用料)

第5条 シンボルマーク等の使用は、無償とする。

(使用基準)

第6条 シンボルマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が使用するとき。
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が使用するとき。
- (4) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用するとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (6) デザインマニュアルに従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 大洲市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (8) シンボルマーク等を使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (9) その他市長がシンボルマーク等の使用について不相当と認めるとき。

(使用の申請)

第7条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、大洲市シンボルマーク等使用許諾申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長へ提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 大洲市及び大洲市が構成メンバーとなっている団体が、使用するとき。
- (2) 大洲市内の学校等が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の許諾)

第8条 市長は、シンボルマーク等の使用を許諾するときは、大洲市シンボルマーク等使用許諾通知書（様式第2号）により、使用申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

3 市長は、使用を許諾しないときは、大洲市シンボルマーク等使用不許諾通知書（様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第9条 シンボルマーク等の使用期間は、原則として2年以内とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

2 市長は、必要に応じ使用期間を修正することができる。この場合において、修正した使用期間は、前条第3項の許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、シンボルマーク等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、許諾を受けた申請と同内容で申請を行う場合、新たな許諾を受ける際の許諾番号は既存の許諾番号を引き続き使用するものとする。

(許諾内容の変更)

第10条 シンボルマーク等の使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたシンボルマーク等の使用内容を変更しようとするときは、大洲市シンボルマーク等使用内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、シンボルマーク等の使用内容の変更を許諾する場合には、大洲市シンボルマーク等使用内容変更許諾通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、シンボルマーク等の使用内容の変更を許諾しない場合には、大洲市シンボルマーク等使用内容変更不許諾通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

(使用の報告)

第11条 使用者は、シンボルマーク等の使用報告について、大洲市シンボルマーク等使

用報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 使用報告書は、第7条第1項に規定する使用許諾申請書の提出の有無にかかわらず、全ての使用者が提出するものとする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。
（電子申請）

第12条 前条までの規定にかかわらず、第7条、第8条、第10条及び前条に規定する申請、通知及び報告は、えひめ電子申請システムを利用して行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により行われた申請、通知及び報告は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請、通知及び報告に関する同条までの規定を適用する。

（使用の中止等）

第13条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条に規定する使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第2項の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が取り消すことが適当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第14条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、シンボルマーク等の近接に許諾番号を明記すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾に係る物品の完成品は、利用報告とともに速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用の非独占性等）

第15条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

（損害補償等の責任）

第16条 市長は、シンボルマーク等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われたシンボルマーク等の申請については、なお従前の例による。